

## 令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立筑前高等学校
課程又は 教育部門	全日制

学校番号

52

### 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法第2条第1項」

本校は、「生きる希望 学ぶ喜び」のもと、日々の教育活動を行っている。この校訓の理念を実現するためには、全生徒が安心して学習や部活動、他の活動に取り組むことができるよう環境を整えることが重要である。このような基盤整備が、本校におけるいじめ防止へ向けての最重要課題として捉えている。

いじめ問題は、「いじめの未然防止」に始まり、「早期発見」、「いじめに対する措置」までの一連の内容や「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という全教職員の共通理解の下、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、全生徒が学校の内外を問わず、いじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが被害生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、適切に行動できるようにすることが本校における目標である。

生徒が接するメディアやインターネット上を含め、他者を笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような言動を許容したり、異質な他者を排除しようとする大人の振る舞いが、生徒に与える影響も大きいことから、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、大人の役割と責任を自覚しなければならない。

### 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

どのような行為がいじめであるかを理解させ、また、全生徒がいじめに巻き込まれる可能性があることを認識させ、いじめの未然防止に取り組むことが最も合理的で有効な対策であると考える。また、全教職員が、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、生徒一人一人の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないよう未然防止に取り組むことが必要である。このため、年度当初に、「学校いじめ防止基本方針」についての職員

研修を行い、全教職員の共通認識を深め、いじめの未然防止に取り組む。また、職員研修をとおして発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について、教職員等への正しい理解の促進を図る。

未然防止の基本は、全生徒が安心・安全に学校生活を送ることができることである。そのためには、規律正しい生活習慣を身につけさせ、真摯な態度で授業や行事に主体的に参加し、生徒が活躍できる学校づくりを進める。生徒が心を通じ合わせる体験を通してコミュニケーション能力を高め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。しっかりと授業に参加し基礎的な学力を身につけ（規律、学力）、他者から認められているという実感（自己有用感）を高めることが大切である。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、日頃から指導の在り方に細心の注意を払うとともに、職員研修や相互授業参観を通じて全教職員の認識を深めていく。

道徳教育の全体計画をもとに道徳教育や人権教育の充実を図り、文化祭や体育祭等の学校行事、「あさかつ」を活用した読書や地域ボランティア活動等により、生徒の社会性を育み、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。このことで、自分の存在と他人の存在を等しく認め合い、互いの人格を尊重する態度を養うとともに、自他の意見の相違があっても、互いの良い点を認め合いながら建設的に意見等を調整し、解決する力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを予め判断して行動できる力を育てる。

これらの力を育むために以下の3点に留意する。

#### (1) いじめの認識

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNSやインターネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) 主に教職員の関わり方に関するこ

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進め、全生徒が授業に参加し、活躍できるための授業改善（職員研修、研究授業、相互授業参観）を行う。研究授業や相互授業参観は、教科指導の観点からだけでなく、教職員の不適切な言動が生徒を傷つけていないか、いじめの助長に繋がっていないかを互いに確認しあう機会として捉えている。授業改善に向けての取組は、いじめの防止のための年間計画の中に位置付け実施する。

しっかりと授業に参加させ、基礎的な学力を身につけさせるとともに、認められているという実感を持たせ（規律、学力、自己有用感）、いたずらに加害に向かうことがないよう

にする。自己有用感を高めることで、ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすことができる。また、生徒会や委員会活動によるいじめ防止の取組（いじめ防止のポスター作成等）や呼びかけを推進し、生徒自らがいじめの問題について学び、考え、主体的に活動する機会とする。なお、教職員は、全生徒が意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、陰で支える役割に徹するよう心がける。

これらの取組が成果を上げているかどうか、日常的に生徒の授業中や部活動等での行動の様子などについて教職員間での情報交換、月に一度実施する学校生活アンケートや学期に一度実施する無記名のいじめアンケート、その後の面談等を通じて確認する。また、生徒の学習状況や出欠状況などについても各定期考査後に実施される成績連絡会で定期的に確認していく。また、部活動顧問は、部活動が教育活動の一環であることを念頭において、部室等を整理整頓させ、清潔に保つことで生徒自身の心の安定をもたらし、いじめが起きにくい環境づくりを行い日頃から目配りするとともに、生徒に指導を行う。

### （3）主に生徒に育むこと

他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒自らが他者と関わる喜びや自らの存在の大切さに気付いていくこと、互いに関わりあいながら絆を深めること、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を高めることができるように、クラスマッチや遠足、宿泊体験、文化祭、体育祭、予餞会、地域ボランティア活動等の学校行事を活用していく。「いじめはいけない」、「何がいじめなのか」ということについては、各式典の校長講話や主幹教諭等の諸注意で全学年に、各学年の学年集会等で学年全体に、HR活動や人権同和特設授業等で各学級において重ねて指導していく。また、部活動等を通して、困難を乗り越えることで少しのストレスにも負けない生徒を育んでいく。

## 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

### （1）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。このためには、教職員と保護者が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めておくことが必要である。いじめは教職員や保護者の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど判断しにくい形で行われることが多い。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から該当生徒や周囲の生徒との面談、保護者との連絡や家庭訪問等を行い、積極的にいじめ問題に対処することが必要である。日頃の生徒との会話や面談を通じ信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有に努め、生徒の気になる変化や行為について5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモするように心掛ける。定期的なアンケート調査や実施後の面談、教育相談において生徒がいじめを訴えやすい体制と雰囲気づくりに努めるとともに、電話相談窓口の周知を各学級や学年集会等で行う。

### （2）いじめ早期発見のための措置

保護者には、夏季と冬季の各三者面談時に家庭用いじめチェックシートを渡し、気にな

る変化がないか確認してもらい、該当する場合には学級担任へ速やかに連絡してもらうことにより、保護者と連携して生徒を見守っていく。また、学校カウンセリングや学校医による健康相談、保健室の利用、電話相談窓口についても広く周知していく。生徒の相談に対し、「大したことではない」、「それはいじめではない」などと悩みを過小評価せず、相談には真摯な態度で対応し、知り得た情報については一人で抱え込みず、学年主任を通じて「いじめ防止対策委員会」に連絡し、組織的に取り組む。また、これらの教育相談等で得た生徒に関する個人情報の保護に関する全教職員の理解を深め、いじめの早期発見や対処にのみ適切に用いる。

教職員は、休み時間や放課後の生徒観察、学級日誌やアンケート後の面談、年度当初の二者面談、進路選択等の面談及び家庭訪問の機会を活用していじめに関する情報を収集するとともに、積極的に生徒の情報を交換しながら教職員全体で共有するように努める。

#### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

##### （1）基本的考え方

###### ア いじめを発見またはいじめの通報を受けた場合

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合などいじめを受けていることを表出できない生徒も考えられるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に総合的に着目し、いじめに該当するか否か判断する。また、インターネットを利用したいじめの可能性もあるため、特定の教職員で抱え込みず、速やかに「いじめ防止対策委員会」が組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、加害生徒の社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いて、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携した指導を行う。また、被害生徒への謝罪については形式的なものとならないように注意し、できるだけ早い時期に実施する。その後の加害生徒の指導や被害生徒の心のケアに生かせるようにする。

###### イ いじめがあることが確認された場合

学校は直ちに、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、加害生徒に対して事情を確認した上で、「いじめ防止対策委員会」が組織的に指導に当たる。また、家庭や教育委員会への連絡・相談も「いじめ防止対策委員会」を中心に行う。学校単独で対応することが困難と判断した場合には、福岡県教育委員会と協議し、必要に応じて外部の専門機関に援助を求める。

###### ウ いじめの疑いがあるような行為を発見した場合

「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断し、いじめであると判断した場合には、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消までこの「いじめ防止対策委員会」が責任を持って解決に当たる。通常考えられるいじめ対応は、この「いじめ防止対策委員会」が行う。

###### エ いじめが「重大事態」とされた場合

福岡県教育委員会と協議し、必要な対応を行う。いじめを見ていた生徒に対しても、面談や学年集会を通じ、自分の問題として捉えさせるような教育活動を考え、いじめは

絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。また、「重大事態」とされない場合も同様の取組を行う。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を制止する。

イ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、担当職員間の情報共有の対応を行い、疑いのある事実を把握した段階で、管理職から高校教育課に第一報を行う。また、「いじめ防止対策委員会」が組織的に早い段階からの確に関わり、教職員の情報共有を直ちに行う。いじめを発見、またはいじめの通報を受けた教職員は、学級担任あるいは学年主任に連絡し、学年主任から教頭（副校长）・主幹教諭（生徒育成担当）へその内容を伝える。教頭（副校长）・主幹教諭（生徒育成担当）は 校長に伝えるとともに、関係学年の学年主任、学級担任・副担任、生徒育成課教諭を中心にいじめられたとする生徒及びいじめたとする生徒の事情聴取に当たらせる。事情聴取中は、生徒間の連絡をとらせないよう携帯電話等の通信機器は電源を切らせ一時預かり、帰宅時に本人あるいは保護者へ返却する。加えて、本件に関するネット上への書き込みをしないように本人と保護者に指導する。

校長は「いじめ防止対策委員会」を開催し、事情聴取に関する報告を受け、いじめられたとする生徒及びいじめたとする生徒への適切な指導について検討し、該当学年・教職員に指示を出す。また、いじめの疑いがある事案については、いじめの事実の有無を確認し、その結果について、校長が責任を持って福岡県教育委員会に報告するとともにいじめられたとする生徒及びいじめたとする生徒の保護者に連絡する。その際、いじめられたとする生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを優先する。いじめが被害生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。

ウ 部活動においても、雰囲気の変化などのささいな兆候であっても、部活動顧問がいじめを初期段階で見逃さず認知できるよう目配りを行う。いじめの疑いがある行為には、部活動顧問だけで抱え込まずに、担当職員間の情報共有の対応を行い、疑いのある事実を把握した段階で、管理職から高校教育課に第一報を行うなど、イと同様に対応していく。また、部活動指導員、非常勤講師等にも対応について周知する。

## (3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめの被害生徒から事情聴取する際、被害生徒にも責任があるという考えはもたず、自尊感情を傷つけないよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱いには十分留意し、事後の対応を行っていく。事情聴取の内容は、家庭訪問等により、迅速にできるだけその日のうちに保護者に確認できた事実関係を伝える。被害生徒や保護者に対し、被害生徒は徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、「いじめ防止対策委員会」を中心に複数の教職員で見守ることを伝え、被害生徒の安全確保に努める。あわせて、被害生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）や学校カウンセラーと連携し、被害生徒に寄り添い支える体制づくり

りに努める。被害生徒が安心して学習や他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室で指導するなど、教育を受けられる環境の確保を図る。被害生徒が教室へ戻れない場合は、保健室登校、別室での個別授業、家庭学習の支援など状況に応じて、教育機会の確保に努める。いじめが解決したと思われる場合でも、学年を中心に継続して十分な注意を払い、折に触れ保護者と連絡をとり、被害生徒が卒業するまで、その状況に応じた必要な支援を行っていく。

#### (4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事情聴取し、いじめがあったことが確認された場合、学校は、「いじめ防止対策委員会」を中心に複数の教職員が連携し組織的に指導するとともに、再発防止に努める。事情聴取の内容については、迅速に加害生徒の保護者に連絡し、確認できた事実に対する保護者の理解を求め、学校の指導内容に関して納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす可能性がある危険な行為であることを十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、心理的な孤独感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、健全な人格の発達を目指し指導する。生徒の個人情報の取扱いには十分に留意して以後の対応を行っていく。また、教育上必要があると認めるときには、自ら行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を育むことができるように成長を促す目的で、学校教育法第1条の規定に基づき、加害生徒に対して懲戒を行う。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの解決とは、加害生徒が被害生徒へ謝罪することのみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい関係を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるようになることであり、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。そのため、学年集会において、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えていく。学級では、担任からの説諭や学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。また、いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、学級担任や学年主任から、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、主幹教諭（生徒育成担当）による指導を行う。状況によっては、加害生徒同様に懲戒を行う。

#### (6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を直ちに講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な支援を求める。未然防止のために、情報科の教員と連携し、学校における情報モラル教育を進めるとともに、携帯電話等のネット利用に関する講演会に保護者の参加を募り、

安全な使用法について保護者にも協力を求める。また、日々変化する通信機器に関する職員研修を実施し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。さらに、生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

#### (7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。この解消の判断は、いじめ防止対策委員会での会議により校長が判断する。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
    - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
      - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
      - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
      - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

## (1) 重大事態の発生と調査

### ア 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ、事態発生について報告する。

### イ 調査の趣旨及び調査主体について

いじめ防止対策推進法・第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態発生の防止に資するために行うものである。重大事態が発生した場合には、直ちに福岡県教育委員会に報告し、福岡県教育委員会の指示の下、その事案の調査を行う。調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、福岡県教育委員会が主体となって行う場合がある。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう注意する。

### ウ 調査を行うための組織について

その事案が重大事態であると判断したときは、福岡県教育委員会又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、組織を設ける。福岡県教育委員会が主体となって行う場合、この組織に弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、学校が調査の主体となる場合、「いじめ防止対策委員会」を母体として、該当重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて実施する。

### エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査するように努める。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と福岡県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためにものであり、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

#### (ア) いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめの被害生徒からの聞き取りが可能な場合、被害生徒から十分に事情を聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査とする。また、福岡県教育委員会の指導・支援、関係機関と連携して調査を行う。被害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援を行う。

#### (イ) いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、被害生徒からの聞き取りが不可能な場合は、被害生徒の保

護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。被害生徒の自殺という事態が起こった場合は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

このとき、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を参考とし、以下のように行う。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、最大限の配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがある事を踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみに依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行い、初期の段階で情報がない場合でも、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。

## （2）調査結果の提供及び報告

### ア いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

福岡県教育委員会又は学校は、いじめの被害生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、被害生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、被害生徒又はその保護者に提供することをあらかじめ念

頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生徒やその保護者に説明する等の措置をとる。

イ 調査結果の報告

調査結果については、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、被害生徒又はその保護者が希望する場合には適切に情報を提供する。被害生徒又はその保護者の所見及び防止策を調査結果に含める。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割・機能

本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。また、個々のいじめの対処において学級担任や部活動顧問等の関連の深い教職員を状況に応じて追加する。

この組織の役割・機能を、以下のア～オに示す。

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いのある情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有化を進める。
- エ いじめの疑いのある情報があった時には、緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有化、関係生徒への事情聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定し、保護者との連携を図る。
- オ 「学校いじめ防止基本方針」等について地域や保護者の理解を得るために、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

本校における「重大事態」発生時には、速やかに福岡県教育委員会と協議し、その指示・指導に従い、設置された第28条に係る調査のための組織により、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い適切に対処するとともに、同種の事態発生防止に努める。

この組織の役割・機能を、以下のア～ウに示す。

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意すること。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするも

のではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とすること。

## 7 学校評価

学校評価において、いじめの問題に対応することは学校評価の目的を踏まえて行うこととが求められる。学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための対策・いじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実施、校内研修の複数回実施等に係る目標を設定し、学校評価において目標達成状況を評価する。また、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。